

第4 石油コンビナート災害対策

近年の産業経済の発展に伴い、危険物災害や特殊災害等の発生の可能性が高まり、特に石油コンビナート地域においては事故発生による社会的影響が大きいことから、昭和 50 年 12 月に「石油コンビナート等災害防止法」が制定された。この法律により、道内で石油コンビナート等特別防災区域に指定されている区域は、釧路、苫小牧、石狩、室蘭、北斗及び知内の 6 地区となっている。

令和 6 年 4 月 1 日現在の特別防災区域の現況は表 4-1 のとおりであり、これらの区域については、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な防災体制の確立が図られている。

表 4-1 特別防災区域の現況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分 地区	レイ アウト	第一 種	第二 種	総面積 (万㎡)	特定事業所 における石油 貯蔵取扱量 (K ㍓)	石油タンク数				高圧ガス 処理量 (N ㎡)	高圧 ガス タンク 数
						外部 浮き蓋	内部 浮き蓋	その他	計		
釧路		3	1	37	272,367	0	12	32	44	0	0
苫小牧	3	6	4	1,728	13,310,968	117	54	151	324	115,228,314	24
石狩		1	2	52	233,809	0	6	19	25	1,933,580	3
室蘭	2		5	774	2,100,206	11	24	134	169	3,767,419	26
北斗		2		44	445,889	0	9	36	45	0	0
知内		1		32	224,230	3	0	6	9	0	3
合計	5	13	12	2,667	16,587,128	131	105	378	616	120,929,313	56

1 防災体制

(1) 防災組織

石油コンビナート等災害防止法に基づき北海道石油コンビナート等防災本部を設置しており、特別防災区域に係る災害の発生防止等のための総合的な施策を推進している。関係(総合)振興局においても、特別防災区域の防災対策を推進するための地区連絡会を設置しているほか、災害が発生しその規模が著しく大きく、かつ緊急に統一的な対策を講ずる必要があるときには現地本部を設置し、当該地域における災害対策、災害の情報収集及び関係機関との連絡調整等に当たることとしている。

(2) 防災計画

昭和 52 年に北海道石油コンビナート等防災計画を作成し、その後必要な修正を加えながら石油コンビナート災害に対応している。なお、平成 23 年に発生した東日本大震災を契機とし、北海道石油コンビナート等防災計画を見直すに当たり、北海道石油コンビナート等特別防災区域の災害想定を策定するため、平成 26 年度において「防災アセスメント調査」を実施し、その結果を踏まえて平成 28 年 3 月に北海道石油コンビナート等防災計画を改正した。また、北海道における津波浸水想定（北海道日本海側については平成 29 年 2 月、北海道太平洋沿岸については令和 3 年 7 月に設定）の更新を踏まえ、特定事業所が所有する危険物タンク及び高圧ガスタンクについて、津波による被害を対象とした評価を行い、令和 5 年 2 月に当該防災アセスメント調査報告書の内容を更新した。

(3) 防災資機材

特別防災区域における防災対策のため、必要な防災資機材等が配備されており、その状況は表 4-2 及び表 4-3 のとおりである。

(4) 総合防災訓練

北海道石油コンビナート等防災本部は、特別防災区域における災害防止並びに災害発生時の被害の軽減及び円滑な鎮圧活動を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災意識の普及向上を図るために総合防災訓練を隔年で実施している。

表4-2 防災資機材の状況（特定事業所分）（令和6年4月1日現在）

地区	区分	防災要員数	防災要員 (1直) (人)	大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	発泡器 (基)	大型化学 高所 放水車 (台)
釧路		50	8					
苫小牧		341	48	4		1		
石狩		35	13			1		1
室蘭		181	49	2		2		2
北斗		22	10					
知内		64	16	1	1	1		

地区	区分	甲種 普通化学 消防車 (台)	普通 消防車 (台)	小型 消防車 (台)	普通高所 消防車 (台)	乙種 普通化学 消防車 (台)	普通泡 放水砲 (基)
釧路							
苫小牧				1			
石狩				1			
室蘭			1			1	
北斗		1					
知内							

地区	区分	可搬式放水銃等					オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張船 (隻)	油回収船・油回収装置		
		可搬式 放水銃 (基)	可搬式泡放水砲		耐熱服 (着)	空気又は 酸素呼吸器 (個)			油回収船 (隻)	油回収 装置	補助船 (隻)
			三千型 (基)	二千型 (基)							
釧路		2			5	7	2,200				
苫小牧		25			24	66	7,620		2	3	
石狩		3	1		3	3	1,620	1			
室蘭		12	2		32	37	3,120	1	1	1	
北斗		1			1	1	1,390	1			
知内			1		4	4	2,120	1			

地区	区分	泡消火薬剤（3%）					泡消火薬剤（6%）				
		たん白 (k1)	ふっ化 たん白 (k1)	合成界面活 性剤 (k1)	水成膜 (k1)	水溶性 液体用 (k1)	たん白 (k1)	ふっ化 たん白 (k1)	合成界面活 性剤 (k1)	水成膜 (k1)	水溶性液体 用 (k1)
釧路				33.6							
苫小牧		25.7	42.1	9.3	22.7	12.0					0.8
石狩					27.0						
室蘭		21.2	41.5	7.6	5.6						
北斗		11.2	20.3								
知内		235.8									

表4-3 防災資機材の状況(自治体分)

(令和6年4月1日現在)

特別 防災 区域	機関名	大型化学消防車 (台)			大型高所放水車 (台)			泡原液搬送車 (台)			大型化学高所放 水車(台)	
		基	現有	借	基	現有	借	基	現有	借	現有	借
釧路	釧路市消防本部					2						
苫小牧	苫小牧市消防本部	1	1		1	1		1	1			
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部	1			1			1	1		1	
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部	1	1		1	1		1	1			
室蘭	室蘭市消防本部	1	1		1	1		1	1			
北斗	南渡島消防事務組合消防本部	1	1		1	1		1	1			
知内	渡島西部広域事務組合消防本部	1	1		1	1		1	1			

特別 防災 区域	機関名	甲種普通化学 消防車(台)		普通消防車 (台)		小型消防車 (台)		普通高所放水 車(台)		乙種普通化学 消防車(台)	
		現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借
釧路	釧路市消防本部			15						2	
苫小牧	苫小牧市消防本部			6						8	
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部			8							
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部			7						2	
室蘭	室蘭市消防本部	1		6						3	
北斗	南渡島消防事務組合消防本部			13						2	
知内	渡島西部広域事務組合消防本部			11							

特別 防災 区域	機関名	可搬式放水銃 (基)		泡放水砲 (基)		耐熱服 (着)		空気呼吸器又は酸 素呼吸器(個)		オイルフェン ス(m)	
		現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借
釧路	釧路市消防本部					10		113			
苫小牧	苫小牧市消防本部					30		66		200	520
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部					17		21			
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部	5				8		53		20	
室蘭	室蘭市消防本部	29				23		56			
北斗	南渡島消防事務組合消防本部			3		13		29			320
知内	渡島西部広域事務組合消防本部	1				13		71			

特別 防災 区域	機関名	オイルフェンス 展張船(隻)		油回収船 (隻)		油回収装置		補助船 (隻)		消防艇 (隻)	
		現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借
釧路	釧路市消防本部										
苫小牧	苫小牧市消防本部										
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部										
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部										
室蘭	室蘭市消防本部										
北斗	南渡島消防事務組合消防本部										
知内	渡島西部広域事務組合消防本部										

特別 防災 区域	機関名	泡消火薬剤(3%)									
		たん白(kl)		ふっ化たん白(kl)		合成界面活性剤(kl)		水成膜(kl)		水溶性液体用(kl)	
		現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借
釧路	釧路市消防本部	1.9				27.8	17.1				
苫小牧	苫小牧市消防本部			0.9	117.3	23.9					
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部							135.1			
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部			2.0		3.6		67.0			
室蘭	室蘭市消防本部			18.0		43.7	21.8	4.8			
北斗	南渡島消防事務組合消防本部			11.2		5.5	19.0				
知内	渡島西部広域事務組合消防本部						21.5				

特別 防災 区域	機関名	泡消火薬剤(6%)									
		たん白(kl)		ふっ化たん白(kl)		合成界面活性剤(kl)		水成膜(kl)		水溶性液体用(kl)	
		現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借
釧路	釧路市消防本部										
苫小牧	苫小牧市消防本部				50.0						
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部										
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部										
室蘭	室蘭市消防本部										
北斗	南渡島消防事務組合消防本部										
知内	渡島西部広域事務組合消防本部										

(注)「基」欄は消防力の整備指針第11条に基づくものである。

(注)「借」欄は北海道においては貸与、消防本部においては借受を表す。

第5 救急救助業務

救急業務とは、消防法第2条により、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故のほか、屋内において生じた事故または生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化する恐れがあると認められる症状を示す疾病による傷病者のうち、緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって医療機関その他の場所に搬送することと規定されている。近年、救急隊員による搬送途上における応急処置、いわゆる『プレホスピタル・ケア』の充実が求められてきており、道では、平成14年度に北海道救急業務高度化推進協議会と道内6ヶ所の地域MC協議会を設置し、消防機関と医療機関との円滑な連携のもと、医学的観点から応急処置に関する質を保証し、道民の救命率の向上を図るため、『メディカルコントロール体制の充実』に向けた取組を展開している。

救助業務とは、火災、災害、事故等により、住民または滞在者の生命、身体に危険が及んでいるものを、消防機関が人力、機械力、器具等を用いて安全な場所に救出することをいい、救助隊の編成等については、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和61年自治省令第22号）に規定されている。近年、救急救助業務は住民活動と深く結びつき、住民の救急救助業務に対する期待も大きく、その重要性は年々増大してきている。

1 救急業務の実施状況

令和6年4月1日現在で、本道においては、58消防本部すべてで救急業務が実施されている。

(1) 救急隊

救急業務は救急隊によって実施され、救急隊は救急自動車1台について3人以上をもって編成することとされている。令和6年4月1日現在の救急隊員数は5,943人で前年に比べ38人増加している。救急隊員のうち専任救急隊員は854人、他の業務と兼任で救急業務を行っている隊員は5,089人となっている。

傷病者の救命率の一層の向上を図るため、平成3年8月に「救急隊員の行う応急処置等の基準」の一部が改正され、135時間の教育（救急Ⅰ課程）を修了した救急隊員が新たに115時間の教育（救急Ⅱ課程）を受けることにより、医療機器を用いた観察や救命率を高めるための各種の応急処置ができることとなり、さらに救急救命士法が施行され、救急救命士の資格を有する救急隊員については、除細動、輸液等の救急救命処置ができることとなった。

また、救急救命士の処置範囲の拡大により、平成15年4月から医師の包括的指示下での除細動、平成16年7月から医師の具体的指示下での気管挿管が実施され、平成18年4月からは医師の具体的指示下での薬剤投与が実施されている。併せて、平成16年7月に非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことを受け、救急隊員、一般消防職員による自動体外式除細動器（AED）の使用に係る実施体制が整備されている。

このような状況の中、北海道消防学校では、道内の消防職員に対し、平成16年4月から気管挿管講習、平成18年11月から薬剤投与講習、平成24年11月からビデオ硬性挿管用喉頭鏡気管挿管講習、平成26年6月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る講習を実施しており、本道における救命率の向上を図るため救急隊員の養成に努めている。

表5-1 資格別救急隊員 (令和6年4月1日現在)

区分	合計	救急救命士	救急標準課程修了者	救急Ⅱ課程修了者	救急Ⅰ課程修了者
専任	854	661	190	3	0
兼任(A)	3,851	1,994	1,698	155	4
兼任(B)	1,238	265	912	60	1
兼任計	5,089	2,259	2,610	215	5
合計	5,943	2,920	2,800	218	5

(各年4月1日現在)

区分	救急隊員	救急救命士	救急標準課程修了者	救急Ⅱ課程修了者	救急Ⅰ課程修了者
R1	5,625	2,580	2,593	441	11
R2	5,679	2,675	2,572	420	12
R3	5,632	2,723	2,534	366	9
R4	5,720	2,772	2,644	297	7
R5	5,905	2,865	2,776	256	8

兼任(A):救急隊員としての辞令の交付は受けているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している者(兼任辞令)

兼任(B):専任及び兼任(A)が休日等の時、代替として救急業務に従事する者

(2) 救急自動車

令和6年4月1日現在の救急自動車数は436台で、稼働車342台(予備車94台)となっている。救急自動車は、救急業務実施基準によりその構造、設備、積載する救急資機材等について一定の基準が設けられている。救急隊員が行う応急処置の範囲が拡大されたことに伴い、救急自動車も応急処置スペース、耐振動性に配慮した高規格救急自動車が開発され、道内に422台が配置されている。

表5-2 救急車台数 (各年4月1日現在)

年	R3	R3	R4	R5	R6	うち予備	うち高規格
台数	425	427	429	435	436	94	422

(3) 医療機関

救急告示医療機関及びその他の医療機関の状況は表6-3のとおりであり、令和6年4月1日現在で275箇所の病院及び診療所が告示されている。

表5-3 医療機関 (令和6年4月1日現在)

救急医療機関						その他の医療機関					合計	
国立	公立	公的	私的		計	国立	公立	公的	私的			計
			病院	診療所					病院	診療所		
13	83	38	128	13	275	20	164	31	271	2,788	3,274	3,549

(4) 救急活動の状況

令和5年中の救急出動件数は312,477件で、前年に比べて16,406件増加した。事故種別では急病が207,800件で全体の66.5%と最も多かった。

表5-4 事故種別救急出動件数 (各年1月1日から12月31日)

年	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	合計
H26	1,121	14	252	13,560	2,386	1,386	33,955	1,002	3,121	149,543	34,874	241,214
H27	1,121	36	208	13,035	2,241	1,332	33,631	933	2,946	150,949	34,261	240,693
H28	1,131	50	189	12,640	2,469	1,248	35,354	963	2,804	156,436	34,859	248,143
H29	1,111	32	220	12,609	2,570	1,267	37,042	886	2,590	159,085	35,736	253,148
H30	1,144	229	214	12,095	2,577	1,349	37,829	885	2,736	168,007	36,674	263,739
R1	1,232	16	172	11,815	2,599	1,276	38,197	833	2,826	172,825	37,419	269,210
R2	1,090	18	204	9,840	2,411	617	35,375	729	2,854	154,000	34,478	241,616
R3	1,113	26	173	10,049	2,595	742	37,381	678	2,895	168,148	37,044	260,844
R4	1,080	22	190	10,531	2,803	929	43,171	766	3,183	196,906	36,490	296,071
R5	1,055	20	182	11,244	2,814	1,180	47,314	794	3,217	207,800	36,857	312,477

令和5年中の救急出動件数を救急事故の入電から現場に到着するまでに要した時間別に示したものが表6-5である。最も多いのは5分以上10分未満の181,179件であった。道内の平均時間は、9.2分であった。

表5-5 現場到着所要時間別出場件数 (1月1日~12月31日、件、分)

区分	~3分	~5分	~10分	~20分	20分~	合計	最短時間	最長時間	平均時間
急病	1,272	10,470	122,664	67,999	5,395	207,800	0	307	9.1
交通事故	103	454	5,210	4,256	1,221	11,244	0	132	11.6
一般負傷	332	2,531	27,126	15,599	1,726	47,314	0	478	9.4
その他	1,047	4,994	26,179	12,148	1,751	46,119	0	1,430	8.8
合計	2,754	18,449	181,179	100,002	10,093	312,477	0	1,430	9.2

令和5年中の救急搬送人員は271,261人で、前年に比べて16,912人増加した。事故種別では急病が181,387人で全体の66.9%と最も多かった。

表5-6 事故種別救急搬送人員 (各年1月1日から12月31日)

年	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	合計
H26	215	10	102	13,718	2,321	1,367	31,500	758	2,230	136,870	28,527	217,618
H27	287	26	63	13,031	2,193	1,313	31,118	703	2,074	138,387	28,321	217,516
H28	244	30	72	12,543	2,411	1,227	32,771	728	1,970	142,909	29,124	224,029
H29	242	25	96	12,397	2,500	1,258	34,229	665	1,810	145,540	30,323	229,085
H30	283	184	73	11,713	2,573	1,349	35,077	685	1,894	153,732	31,449	239,012
R1	255	9	64	11,418	2,531	1,246	35,242	624	1,976	157,593	31,756	242,714
R2	242	8	75	9,161	2,365	623	32,537	549	2,019	138,470	29,695	215,744
R3	213	16	72	9,243	2,525	722	34,393	493	2,018	149,843	31,743	231,281
R4	233	14	85	9,443	2,697	896	38,917	562	2,172	169,560	29,770	254,349
R5	198	20	70	10,061	2,709	1,136	42,797	573	2,235	181,387	30,075	271,261

令和5年中の救急搬送人員を傷病程度別に見ると、軽症が126,474人と最も多く、次いで中等症の116,007人であり、あわせて全体の89.4%であった。

表5-7 傷病程度別転送回数別搬送人員数 (1月1日~12月31日)

区分	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	合計
死亡	5,989	18	0	0	0	0	6,007
重傷	22,357	243	1	0	0	0	22,601
中程度	115,358	648	1	0	0	0	116,007
軽装	126,282	191	1	0	0	0	126,474
合計	269,986	1,100	3	0	0	0	271,089

令和5年中の救急搬送人員を救急事故の入電から医療機関に収容するまでに要した時間別に示したものが表6-8である。最も多いのは30分以上60分未満の172,280人であった。道内の平均時間は44.0分であった。

表5-8 収容所要時間別搬送人員数 (1月1日~12月31日、人、分)

区分	~10分	~20分	~30分	~60分	~120分	120分~	合計	最短時間	最長時間	平均時間
急病	16	3,048	33,012	121,207	23,193	911	181,387	5	405	42.8
交通事故	0	87	1,085	6,286	2,446	157	10,061	11	345	51.0
一般負傷	2	568	6,535	28,132	7,233	327	42,797	8	1,417	45.5
その他	9	2,040	10,121	16,655	7,176	1,015	37,016	5	438	46.1
合計	27	5,743	50,753	172,280	40,048	2,410	271,261	5	1,417	44.0

何らかの理由により、第1次搬送医療機関等で収容できなかったため、他の医療機関等に搬送した転送の状況は表6-9のとおりである。

表5-9 事故種別転送回数別救急搬送人員 (令和5年1月1日~12月31日)

区分	0回	1回	2回	3回以上	区分	ベッド満床	専門外	医師不在	手術中	処置困難	不明	その他
急病	180,676	709	2	0	急病	6	92	1	0	515	1	94
交通事故	9,998	63	0	0	交通事故	1	7	0	0	31	0	24
一般負傷	42,574	222	1	0	一般負傷	1	30	0	0	182	0	10
その他	36,908	108	0	0	その他	1	18	0	0	62	1	26
計	270,156	1,102	3	0	計	9	147	1	0	790	2	154

令和4年中の救急搬送人員のうち応急処置の対象となった救急患者は270,195人であり、実施した主な応急処置は表6-10のとおりである。血中酸素飽和度の測定が最も多く262,596件で、次いで血圧測定が253,032件であった。

表5-10 救急隊員の行った主な応急処置件数 (1月1日~12月31日)

区分	対象人員	止血	固定	人工呼吸	心肺蘇生	酸素吸入	気道確保	保温	被覆	輸液	薬剤投与	血圧測定	聴診器	SpO ₂	心電図
死亡	6,002	24	295	757	4,864	5,057	5,064	805	34	2,333	2,149	1,296	3,290	1,368	5,398
重傷	22,328	247	1,583	440	1,325	8,828	2,057	4,079	433	1,111	700	20,759	6,749	21,014	13,267
中等症	115,462	1,036	4,514	144	83	29,134	854	11,227	2,084	648	31	111,376	42,941	114,624	58,508
軽症	126,277	3,587	5,683	14	4	6,154	149	9,090	7,855	341	3	119,492	42,555	125,473	51,934
その他	126	1	11	0	1	33	2	22	6	3	1	109	35	117	53
合計	270,195	4,895	12,086	1,355	6,277	49,206	8,126	25,223	10,412	4,436	2,884	253,032	95,570	262,596	129,160

2 救助業務の実施状況

(1) 救助隊及び救助隊員

令和6年4月1日現在で救助隊を有する消防本部は48本部、救助隊数は85隊である。救助隊員は1,594人で、このうち専ら救助業務に従事する専任救助隊員は392人、兼任救助隊員は1,202人で専任率は24.4%となっている。

表5-11 救助隊数及び救助隊員数 (令和6年4月1日現在)

区分	救助隊数			救助隊員数		
	計	専任	兼任	計	専任	兼任
自治省令第3条の規定による救助隊	85	22	63	1,594	392	1,202
自治省令第4条の規定による特別救助隊	22	18	4	410	328	82

(2) 救助活動に使用する車輛

救助活動に使用している車輛は132台であり、最も多いのは救助工作車の58台、次いで水槽付ポンプ車の40台であった。

表5-12 救助活動に使用する車両保有状況 (令和6年4月1日現在)

使用車輛	救助工作車	はしご車	屈折はしご車	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	その他	計
車両台数	58	11	5	6	39	3	10	132
占有率(%)	43.9%	8.3%	2.2%	4.5%	29.5%	2.3%	7.6%	100%

(3) 救助活動の状況

令和5年中の救助出動件数は5,006件で前年に比べ222件増加し、事故種別では建物等による事故が1,803件で最も多かった。救助活動件数は2,930件で前年に比べ124件増加し、事故種別では建物等による事故が1,365件で最も多かった。救助人員は2,159人で前年に比べ80人増加し、事故種別では交通事故が721人で最も多く、発生場所別では屋内の住居が804で最も多かった。事故種別の救助活動人員を見ると、消防隊員が7,838人で最も多く、事故種別では建物等による事故が8,530人で最も多かった。

表5-13 事故種別救助活動状況

(令和6年4月1日現在)

区分	火災		交通 事故	水難 事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂 事故	その他 の事故	計
	建物	建物以外									
救助出動件数	101	8	1,054	188	31	55	1,803	41	1	1,724	5,006
構成比	2.0%	0.2%	21.1%	3.8%	0.6%	1.1%	36.0%	0.8%	0.0%	34.4%	100%
救助活動件数	101	8	544	137	12	40	1,365	32	0	691	2,930
構成比	3.4%	0.3%	18.6%	4.7%	0.4%	1.4%	46.6%	1.1%	0.0%	23.6%	100%
救助人員	50	1	725	150	24	35	635	24	0	515	2,159
構成比	2.3%	0.0%	33.6%	6.9%	1.1%	1.6%	29.4%	1.1%	0.0%	23.9%	100%

表5-14 救助出動件数、救助活動件数及び救助人員の推移

(各年1月1日から12月31日)

区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
救助出動件数	3,658	3,527	3,728	3,601	3,786	3,982	3,582	4,126	4,784	5,006
救助活動件数	1,993	1,919	2,135	2,040	2,250	2,350	2,176	2,520	2,806	2,930
救助人員	2,132	2,179	2,485	1,990	2,258	1,979	1,993	1,825	2,079	2,159

表5-15 事故種別発生場所別救助人員

(令和5年1月1日～12月31日)

区分	火災		交通 事故	水難 事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂 事故	その他 の事故	計	
	建物	建物以外										
屋内	住居	49	0	0	19	3	573	11	0	149	804	
	その他の屋内	1	0	2	0	14	50	4	0	24	96	
屋外	道路	高速自動車国道	0	41	0	0	0	0	0	0	2	43
		その他の道路	0	634	1	0	1	1	1	0	17	655
	水面	内水面	0	0	2	65	0	0	0	0	5	72
		外水面	0	0	0	79	0	0	0	0	3	82
	山岳	0	0	1	0	2	0	0	0	0	69	72
	その他の屋外	0	1	39	5	2	16	11	8	0	217	299
地下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
その他	0	0	6	0	0	1	0	0	0	28	35	
計	50	1	725	150	24	35	635	24	0	515	2,159	

表5-16 事故種別救助活動人員

(令和5年1月1日～12月31日)

区分	火災		交通 事故	水難 事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂 事故	その他 の事故	計
	建物	建物以外									
専任救助隊員	302	24	532	374	0	57	3,251	94	0	1,206	4,239
兼任救助隊員	51	15	763	336	26	72	691	28	0	794	2,347
消防隊員	849	74	1,892	966	33	143	3,507	129	0	2,876	7,838
救急隊員	91	12	1,629	284	17	75	1,081	46	0	952	3,670
消防団員	39	9	0	0	3	0	0	0	0	95	173
計	1,332	134	4,816	1,960	79	347	8,530	297	0	5,923	23,418

第6 消防力の現況

昭和23年3月消防組織法により自治体消防が発足して以来、市町村のたゆまぬ努力により、消防体制は強化され、今日に至っている。しかし、この間における道民生活をとりまく社会環境の変化、とりわけ人口集中に伴う土地利用の高度化等によって災害発生要因は複雑多様化しており、このような事態に対処していくためには、各種施設の安全性の確保を図り適切な予算措置を講ずるとともに、消防施設及び人員の一層の充実を図る必要がある。

1 消防機関及び人員

(1) 消防機関

令和6年4月1日現在、本道には58の消防本部があり、うち単独の消防本部が22(17市5町)、一部事務組合方式が36組合(18市121町15村)となっている。

消防署は132、消防出張所は235設置されている。

非常備の消防機関である消防団は206団、分団は1,049分団である。

(2) 人員

令和6年4月1日現在における消防職員は9,227人(うち消防吏員9,181人)、消防団員数は、22,697人で、前年と比べて消防職員は19人減少、消防団員は374人減少した。10年前と比べると消防職員は129人増加、消防団員は2,989人減少した。

消防吏員及び消防団員の年齢構成を見ると、消防吏員は20代以下が最も多く、平均年齢は38.4歳であった。消防団員は40代が最も多く、平均年齢は46.2歳であった。

表6-1 消防職員数及び消防団員数、消防団数 (各年4月1日現在)

年	消防職員数	消防団員数	消防団数
H27	9,098	25,686	207
H28	9,091	25,528	207
H29	9,164	25,319	207
H30	9,176	25,149	207
R1	9,168	24,827	207
R2	9,235	24,351	207
R3	9,261	23,972	206
R4	9,236	23,551	206
R5	9,246	23,071	206
R6	9,227	22,697	206

表6-2 消防吏員と消防団員の年齢構成 (令和6年4月1日現在)

区分	~20代	~30代	~40代	~50代	60代~	合計	平均
消防吏員	2,542	2,537	2,224	1,548	330	9,181	38.4
割合	27.7%	27.6%	24.2%	16.9%	3.6%	100.0%	
消防団員	1,905	4,623	7,349	5,607	3,213	22,697	46.2
割合	8.4%	20.4%	32.4%	24.7%	14.2%	100.0%	

2 消防施設の現況

(1) 消防機械

令和6年4月1日現在、主な消防機械の保有状況は表6-3のとおりである。

表6-3 主な消防機械の保有状況

(令和6年4月1日現在)

区分	消防ポンプ車	はしご車	化学消防車	指揮車	水槽車	救急車	小型ポンプ積載車	小型ポンプ
消防本部・署	464	49	64	151	172	436	12	70
消防団	657	0	4	10	0	0	572	317
合計	1,121	49	68	161	172	436	584	387

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のため消防機械とともに必要不可欠なものである。消防水利には、消火栓、防火水槽、井戸等の人工水利と河川、池、沼、海水等の自然水利がある。全道の人工水利の現有数は、表6-4のとおりである。

表6-4 主な消防水利の現有数

(令和6年4月1日現在)

合計	消火栓	防火水槽	井戸	河川・溝等	海・湖	プール	堀・池等	その他
70,684	56,469	12,560	171	292	566	48	133	445

(3) 火災通報施設

火災をはじめ、その他災害の被害を最小限に食い止めるためには、消防機関が早期に覚知し、出動することが最も重要である。このための施設には、消防機関の通信施設や一般に使用される火災報知機、火災報知専用電話等があり、特に火災報知専用電話(119番)は住民の認識度も高く、火災、救急その他災害予防に大きな役割を果たしている。

ア 火災報知専用電話(119番通報)

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、令和6年4月1日現在、1,072回線が設置されている。

イ 消防無線電話

消防無線電話は、火災、その他の災害において、災害現場からの情報の収集及び災害現場の各消防隊に対しての具体的な対策の指示等を容易にするほか、事故等による負傷者の症状等について搬送途中の救急車と連絡を取り、病院へ連絡するなど有効に活用されている。消防無線電話の現有数は、令和6年4月1日現在、固定局及び基地局等は1,009局、移動局は9,502局である。

ウ 消防電話

消防電話は、消防本部、署等の消防機関を結ぶ消防専用の電話で、令和6年4月1日現在、372回線設置されており、火災通報をはじめ各種災害の情報連絡等に大きな役割を果たしている。

3 消防の広域化

近年の災害や事故の多様化・大規模化や住民ニーズの多様化等、消防を取巻く環境の変化に的確に対応するため、消防一部事務組合の設立や消防業務の委託など、広域化による消防力の維持強化が図られている。

(1) 一部事務組合

地方自治法に基づく消防一部事務組は、18市121町15村を持って36組合が設立されている。

表6-4 消防事務に係る一部事務組合設置状況

(令和6年4月1日現在)

振興局	組合の名称	設立年月日	消防本部所在地	構成する地方公共団体	
空知	滝川地区広域消防事務組合	S47.3.28	滝川市	滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町	5市町
	岩見沢地区消防事務組合	S47.4.1	岩見沢市	岩見沢市、月形町	2市町
	深川地区消防組合	S47.4.1	深川市	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町	5市町
	砂川地区広域消防組合	S47.4.1	砂川市	砂川市、奈井江町、上砂川町、浦白町	4市町
	南空知消防組合	S47.4.1	栗山町	南幌町、由仁町、長沼町、栗山町	4町
石狩	石狩北部地区消防事務組合	S46.4.1	石狩市	石狩市、当別町、新篠津村	3市町村
後志	羊蹄山ろく消防組合	S48.4.1	倶知安町	蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町	7町村
	岩内・寿都地方消防組合	S49.4.1	岩内町	島牧村、寿都町、黒松内町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村	7町村
	北後志消防組合	S49.4.1	余市町	積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	5町村
胆振	西胆振行政事務組合	S45.7.1	伊達市	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	4市町
	胆振東部消防組合	S46.7.1	厚真町	厚真町、安平町、むかわ町	3町
日高	日高東部消防組合	S46.4.1	浦河町	浦河町、様似町、えりも町	3町
	日高中部消防組合	S46.6.1	新ひだか町	新冠町、新ひだか町	2町
	日高西部消防組合	S48.4.1	日高町	日高町、平取町	2町
渡島	渡島西部広域事務組合	S57.4.1	福島町	松前町、福島町、知内町、木古内町	4町
	南渡島消防事務組合	S47.12.18	北斗市	北斗市、七飯町、鹿部町	3市町
檜山	檜山広域行政組合	S49.4.1	江差町	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	7町
上川	上川北部消防事務組合	S46.10.1	名寄市	名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町	5市町村
	士別地方消防事務組合	S47.4.1	士別市	士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町	4市町
	富良野広域連合	H21.4.1	富良野市	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	5市町村
留萌	北留萌消防組合	S48.4.1	羽幌町	苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町	6町村
	留萌消防組合	S49.4.1	留萌市	留萌市、小平町	2市町
宗谷	稚内地区消防事務組合	S48.4.1	稚内市	稚内市、猿払村、豊富町	3市町村
	利尻礼文消防事務組合	S48.4.1	利尻町	礼文町、利尻町、利尻富士町	3町
	南宗谷消防組合	S48.4.1	枝幸町	浜頓別町、中頓別町、枝幸町	3町
オホーツク	網走地区消防組合	S46.10.25	網走市	網走市、大空町	2市町
	北見地区消防組合	S47.4.1	北見市	北見市、訓子府町、置戸町	3市町
	紋別地区消防組合	S48.4.1	紋別市	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	5市町村
	遠軽地区広域組合	S59.4.1	遠軽町	佐呂間町、遠軽町、湧別町	3町
	美幌・津別広域事務組合	H3.4.1	美幌町	美幌町、津別町	2町
	斜里地区消防組合	S48.3.17	斜里町	斜里町、清里町、小清水町	3町
十勝	とから広域消防局	H28.4.1	帯広市	帯広市、音更町、土幌町、上土幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	19市町村
釧路	釧路北部消防事務組合	S48.4.1	弟子屈町	標茶町、弟子屈町、鶴居村	3町村
	釧路東部消防組合	S49.4.1	厚岸町	釧路町、厚岸町、浜中町	3町
根室	根室北部消防事務組合	S47.4.11	中標津町	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	4町

(注) 渡島西部広域事務組合は、渡島西部消防事務組合(45.10.1設置)を昭和57年4月1日に、遠軽地区広域組合は、遠軽地区消防事務組合(46.10.1設置)を昭和59年4月1日に、池北三町行政事務組合は、池北三町消防事務組合(46.4.1設置)を昭和62年4月1日に、檜山広域行政組合は、檜山広域消防組合(49.4.1設置)を平成2年7月1日に、美幌・津別消防事務組合(46.10.1設置)を平成3年4月1日に複合組合として改組した。また、消防機関の広域再編に伴い、上川南部消防事務組合と富良野地区消防組合が、平成21年4月1日に新たに富良野広域連合として設立、上川中部消防組合が平成26年3月31日に解散し、平成26年4月1日から上川町と鷹栖町が旭

川市消防本部に消防事務の委託を始め、当麻町と愛別町、比布町の3町は大雪消防組合として設立、帯広市、西十勝消防組合(44.4.1設置)、十勝消防事務組合(45.4.1設置)、東十勝消防事務組合(46.4.1設置)、池北三町行政事務組合(46.4.1設置)、南十勝消防事務組合(46.4.1設置)が平成28年4月1日に新たにとかち広域消防局として設立された。

(2) 消防の事務委託

地方自治法第252条の14の規定に基づき、平成17年10月11日に白糠町が釧路市に、平成26年4月1日に上川町と鷹栖町が旭川市に消防事務を委託している。

(3) 相互応援

火災その他の災害が市町村の境界付近に、複数市町村にわたって発生したり、あるいは一市町村の区域にとどまる災害でも大規模なものや特殊な態様のものが発生した場合、消防組織法第39条の規定に基づき相互応援が行われている。

道内においては、陸上、航空を含めた全道統一の「北海道広域消防相互応援協定」が締結され、平成3年4月1日から運用されている。

第7 消防職団員の処遇

1 消防表彰

消防は、国民の生命財産をあらゆる災害から保護し、被害を防除する特殊任務を帯びていることから、その任務がもたらす危険性を重視し、特にその労に報いるべく諸規定を設けて処遇の道を開いている。

(1) 国の栄典

日本国憲法（昭和 21 年憲法）に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。平成 14 年 8 月の閣議決定により危険業務従事者叙勲の創設や勲等の簡素化などの見直しが行われ、平成 15 年秋から改正後の同制度が実施された。

ア 叙位

国家又は公共に対して功労のある者を位に叙し、栄誉を称えるものであり、死亡者にのみ運用されている。消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。令和 5 年度までの道内消防関係者の叙位者は 647 人である。

イ 叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、栄誉を称える。消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっており、春秋叙勲：春（4月29日）と秋（11月3日）付けで授与、危険物従事者叙勲：著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春秋叙勲とは別に授与、高齢者叙勲：春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対して毎月1日付けで授与、死亡叙勲：死亡した功労者に対して随時授与、緊急叙勲：殉職者など特別な功績を有する者に対して随時授与、がある。

令和 5 年度までに道内消防関係者で春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲を受けた者は、5,089 人、死亡叙勲は 839 人である。

表 7-1 春秋叙勲及び危険業務従事者叙勲受賞者数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区分	S39~R4		R5春		R5秋		第40回危険業務従事者叙勲	第41回危険業務従事者叙勲	合計	
	吏員	団員	吏員	団員	吏員	団員			吏員	団員
中授章（勲3等）	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
小授章（勲4等）	64	10	0	0	1	0	0	0	65	10
双光章（勲5等）	430	708	0	11	0	3	10	14	454	722
単光章（勲6等）	911	2,362	0	40	0	42	25	21	957	2,444
（勲7等）	69	364	0	0	0	0	0	0	69	364
小計	1,475	3,444	0	51	1	45	35	35	1,546	3,540
合計	4,919		51		46		35	35	5,086	

ウ 褒章

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や共同の事務に勤勉し労効が顕著である者、その他公益のため私財を寄附し功績が顕著である者等に対して褒章を授与して栄誉を称える。消防関係者については、消防団員、女性防火クラブ役員等が対象となっている。

令和 5 年度までに道内消防関係者の受章者数（紺綬を除く。）は、紅綬褒章は 3 人、黄綬褒章は 20 人、藍綬褒章は 195 人である。

(2) 国の表彰等

ア 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では昭和 35 年（1960 年）5 月の閣議了解に基づく安全功労者表彰と昭和 57 年（1982 年）5 月の閣議了解に基づく防災功労者表彰がある。

総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する。また、自らの危険を顧みずに人命救助に尽力した者に対して感謝状が授与される。

イ 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動等に尽力し、貢献した個人又は団体について総務大臣表彰が授与される。

表7-2 総務大臣表彰受賞者（平成元年度以降）

（令和6年4月1日現在）

No.	所属	階級	氏名	受賞年月日
1	日高西部消防組合日高消防団	団長	杉原 正男	平成1年11月9日
2	北十勝消防事務組合鹿追消防団	団長	松本 茂	平成3年11月9日
3	釧路東部消防組合浜中消防団	団長	大野 練滋朗	平成4年11月9日
4	網走地区消防組合東藻琴消防団	団長	八重樫 正人	平成5年11月9日
5	八雲町消防団	団長	齋藤 達繁	平成6年11月9日
6	日高中部消防組合新冠消防団	団長	原田 正男	平成7年11月9日
7	石狩北部地区消防事務組合浜益消防団	団長	内山 末一	平成8年11月9日
8	上川中部消防組合比布消防団	団長	川上 隆	平成9年11月9日
9	北留萌消防組合苫前町消防団	団長	古谷 糺	平成12年11月9日
10	札幌市豊平消防団	団長	高木 繁光	平成13年11月9日
11	北海道婦人防災クラブ連絡協議会	会長	東館 のり子	平成14年11月9日
12	羊蹄山ろく消防組合倶知安消防団	団長	本間 和雄	平成15年11月9日
13	長万部町消防団	団長	石田 豊治	平成16年11月18日
14	羊蹄山ろく消防組合喜茂別消防団	団長	富田 博	平成17年11月18日
15	釧路市消防団	団長	三宮 久蔵	平成18年11月29日
16	深川地区消防組合深川消防団	団長	中村 哲	平成19年11月27日
17	札幌市東区防火委員会	会長	三澤 清治	平成21年7月6日
18	北海道婦人防災クラブ連絡協議会	副会長	本間 ユキ子	平成21年7月6日
19	札幌中央区防火委員会	会長	佐藤 一郎	平成22年7月6日
20	札幌厚別区防火管理者協議会	会長	西村 智	平成22年7月6日
21	八雲町消防団	団長	岡嶋 敏夫	平成23年8月10日
22	美唄消防団	団長	矢部 正義	平成24年7月6日
23	北十勝消防事務組合士幌消防団	団長	金森 史公	平成26年7月4日
24	釧路北部消防事務組合鶴居消防団	団長	櫻橋 敏夫	平成26年7月4日
25	胆振東部消防組合穂別消防団	団長	山崎 正昭	平成27年7月6日
26	札幌危険物安全協会	副会長	大越 利雄	平成28年7月6日
27	北見市防火協会	会長	三澤 安雄	平成28年7月6日
28	札幌防火管理者協会	副会長	芝木 捷子	平成29年7月4日
29	札幌危険物安全協会	副会長	川山 和重	令和1年7月11日
30	長万部町消防団	団長	守田 則雄	令和1年7月12日
31	留辺蘂町防火管理者連絡協議会	会長	西根 義治	令和2年7月14日
32	札幌防火管理者協会	会長	後藤 規好	令和3年7月27日
33	札幌防火管理者協会	副会長	北村 光一郎	令和3年7月27日
34	札幌石油燃焼器具整備業協議会	会長	山田 幸雄	令和3年7月27日
35	釧路北部消防事務組合弟子屈消防団	団長	藤田 茂	令和3年7月27日
36	檜山広域行政組合今金町消防団	団長	山田 悟	令和5年6月28日
37	檜山広域行政組合せたな町瀬棚消防団	団長	熊野 主税	令和5年6月28日

ウ 消防庁長官表彰

消防表彰規程（昭和 37 年消防庁告示第 1 号）に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

(7) 定例表彰

3月7日の消防記念日にちなみ、原則として、毎年3月上旬に実施される。

(イ) 随時表彰

災害現場等における人命救助等、現場功労を対象に事案発生の都度、実施される。

表7-3 消防表彰規定に基づく表彰者数 (令和6年3月31日現在)

区分	吏員	団員	教育職員	合計	区分	団体	区分	個人	団体
功労賞	123	433	0	556	表彰旗	190	防災功労者表彰	12	53
永年勤続功労賞	1,676	5,485	6	7,167	竿頭綬	224			
合計	1,799	5,918	6	7,723	合計	414			

エ 賞じゅつ金及び報賞金

賞じゅつ金とは、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与と併せて支給される。

報賞金とは、災害現場等において顕著な功労を挙げた消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員で、賞じゅつ金が支給されるに至らない場合及び消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員以外の部外者が消防作業に協力して顕著な功績を挙げた場合に支給される。

オ 退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程（昭和 36 年消防庁告示第 3 号）に基づき、階級に関わりなく 15 年以上勤続して退職した者に対し、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と記念品が授与される。報償は 1 号報償と 2 号報償に分けられ、25 年以上勤務した者に対しては 1 号報償として銀杯（大）と賞状、15 年以上 25 年未満勤続して退職した者には 2 号銀杯（小）と賞状がそれぞれ授与される。

表7-4 退職消防団員報償受賞状況 (令和6年3月31日現在)

区分	S39~R3	R4	R5	合計
1号表彰	29,002	487	529	30,018
2号表彰	22,768	248	270	23,286
合計	51,770	735	799	53,304

(3) 道の表彰

北海道知事の行う表彰は、北海道消防表彰規則に基づき昭和 25 年度から実施されている。

ア 功労表彰

災害に際し、消防活動に従事し、その功労が特に抜群で他の模範となると認められるもの、災害に際し、功労があり、他の模範となると認められるもの、国際緊急援助活動に従事し、その功労が顕著で他の模範になると認められるもの、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績が特に優秀なもの、規律、訓練及び技能が特に優秀で他の模範となると認められるものに対し、団体の場合は表彰状又は表彰旗若しくは竿頭綬、個人の場合は表彰状若しくは顕彰状又は記章を授与する。

イ 勤続表彰

消防吏員で 20 年以上勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範となると認められるもの、消防団員で 10 年以上勤続し、その勤務成績が優秀で他の模範となると認められるものに対し、表彰状又は記章を授与する。

ウ 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し、又は重度障害の状態となった消防吏員又は消防団員が、その功勞により功勞表彰を受けたときは、賞じゅつ金を支給することができる。

エ 報償金

消防活動に従事中傷害を受け、そのため死亡し、又は重度障害の状態となった消防吏員又は消防団員が、その功勞により功勞表彰を受けたときは、報償金を支給することができる。

表 7-5 知事表彰の状況 (件、人)

区分		R1	R2	R3	R4	R5
功勞表彰	表彰旗	2	1	1		
	竿頭綬		1			
	団体		1			
	個人	23	22	23	24	23
勤続表彰	30年以上	468	502	494	598	589
	20年以上	697	709	758	705	749
	10年以上	793	818	842	810	752
賞じゅつ金					1	1
報償金						

2 消防団員の処遇

市町村は、条例に基づき、消防団員に対し、その労苦に報いるための年額報酬及び出動報酬、出動に伴う交通費を支給している。支給額については、各地域の事情により必ずしも同一ではないものの、総務省消防庁では、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（令和 3 年 4 月 13 日付消防庁長官通知）において、団員階級の年額報酬の額と災害に関する出動報酬の額について、標準額を定めている。

(1) 報酬

年額報酬は、消防の責務に対する給付であり、各市町村及び組合の実情により定めた額を給付している。団員階級については、36,500 円/年を標準額としている。

出動報酬は、消防団員が災害等のための警戒、鎮圧、訓練等に出動した場合に支給される。出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動について 8,000 円/日を標準額としている。

(2) 消防団の処遇改善の取組

消防庁では、消防団員の減少に対し講ずべき対策を検討するため、令和 2 年 12 月に「消防団員の処遇等に関する検討会」を設置し、消防団員の適切な処遇のあり方について議論され、令和 3 年 4 月に同検討会において中間報告が取りまとめられた。この中間報告を踏まえ、同月 13 日に消防庁長官から市町村及び組合に対し、出動報酬の創設、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底など消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が示された。令和 6 年 4 月 1 日現在、消防庁が示す基準を満たす市町村は、年額報酬が 178 市町村（99.4%）、出動報酬が 179 市町村（100%）、直接支給が 179 市町村（100%）となっている。

表7-6 消防団員の年額報酬及び出勤報酬の平均金額（円）

（令和6年3月31日現在）

区分	年額報酬							1日あたり出勤報酬			
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	火災	風水害	警戒	訓練
全道平均	96,032	74,755	56,517	48,834	42,171	39,296	37,407	9,639	9,639	5,833	5,494
最高額	192,000	156,000	108,000	96,000	75,600	69,600	66,000	16,000	16,000	12,800	10,000
最低額	62,000	52,000	38,000	34,000	28,000	27,500	27,000	5,000	5,000	3,000	3,000

(3) 公務災害補償

消防団員の活動は、しばしば危険な状況のもとで遂行されるため、消防団員が公務により病気や負傷をしたり、亡くなった場合には、消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより、消防団員本人又は遺族の方に対し、消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされている。

消防団の公務災害補償については、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の7つの制度が設けられている。

(4) 福祉事業

被災団員又はその遺族の福祉を増進するため、法的義務として行う損害補償を補完する付加的給付として、福祉事業が実施されている。公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業は市町村が行うものであるものの、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村については、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人がこれら市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な事業の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、療養生活の援護、介護の援護、就学の援護等である。

(5) 退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村は、その労苦に報いるため、慰労金の性格として当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。

なお、支給対象は消防団員として5年以上勤務し退職した者である。

表7-7 消防団員の退職報償金の基準額（千円）

（令和6年3月31日現在）

階級	年額報酬					
	5年～ 10年	10年～ 15年	15年～ 20年	20年～ 25年	25年～ 30年	30年～
団長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長/班長	204	283	358	438	564	734
団員	200	264	334	409	519	689